

相手国政府・相手国総機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第81号) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ウズベキスタン	ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	800,000千円 -----	2018.5.30 タシケン トで (同日)	日本側 伊藤伸彰在ウズベキスタン大使 側 アブドゥラフモン・アブドゥラフリエフ国家道路委員会委員長	2018.6.11 206号
ウズベキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	262,000千円 2026.12.31まで	2018.7.5 タシケン トで (同日)	日本側 伊藤伸彰在ウズベキスタン大使 側 シュエフラット・ヴァフリエフ国家投資委員会副委員長	2018.7.18 243号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。